

広島県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四号

広島県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

(広島県建築基準法施行細則の一部改正)

第一条 広島県建築基準法施行細則(昭和五十三年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事監理者の決定等)</p> <p>第六条 建築物の建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替(以下「建築等」という。)で、法第五条の六第四項の規定により工事監理者を定めなければならないもの(移転を除く。)をしようとする建築主が、法第六条第一項の規定による建築主事の確認(法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を含む。)又は法第六条の二第一項の規定による指定を受けた者の確認を受けようとするときは、当該工事の工事監理者を決定し、確認申請書に明記しなければならない。ただし、確認申請の時点でに工事監理者を決定できないときは、当該工事に着手するまでに工事監理者を決定し、別記様式第二号による工事監理者決定届を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(完了検査申請書等に添える書類等)</p> <p>第六条の三 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 政令第八十条の三の規定に適合するこの確認に必要な図書又は別記様式第二号の三による土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書を添付して、法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認申請又は法第七条の三第一項若しくは第七条の四第一項の規定による中間検査申請を行った建築物</p> <p>二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十一条第一項に規定する特定建築行為をしようとする建築物にあつては、別記様式第二号の四による省エネ基準工事監理状況報告書(標準入力法)</p> <p>三十七 (略)</p>	<p>(工事監理者の決定等)</p> <p>第六条 建築物の建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替(以下「建築等」という。)で、法第五条の六第四項の規定により工事監理者を定めなければならないもの(移転を除く。)をしようとする建築主が、法第六条第一項の規定による建築主事の確認(法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を含む。)又は法第六条の二第一項の規定による指定を受けた者の確認を受けようとするときは、当該工事の工事監理者を決定し、確認申請書に明記しなければならない。ただし、確認申請の時点でに工事監理者を決定できないときは、当該工事に着手するまでに工事監理者を決定し、別記様式第二号による工事監理者決定届を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(完了検査申請書等に添える書類等)</p> <p>第六条の三 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 政令第八十条の三の規定に適合するこの確認に必要な図書又は別記様式第二号の三による土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書を添付して、法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認申請又は法第七条の三第一項若しくは第七条の四第一項の規定による中間検査申請を行った建築物</p> <p>二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十一条第一項に規定する特定建築行為をしようとする建築物にあつては、別記様式第二号の四による省エネ基準工事監理状況報告書(標準入力法)</p> <p>三十七 (略)</p>

2-5 (略)

6 (略)

一 国、都道府県又は建築主事等を置く市町村の建築物

二 第七条の規定により、知事又は建築主事等に前各項に規定する工事の監理状況について報告のあつた建築物

(工事監理状況の報告)

第七条 工事監理者は、知事又は建築主事等から建築物に関する工事監理の状況に関して報告を求められたときは、別記様式第三号による工事監理状況報告書を提出しなければならない。

(手数料の減免)

第八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、国、都道府県又は建築主事等を置く市町村が建築主である建築物等の手数料について準用する。この場合において、第一項中「確認申請」とあるのは「計画通知」と、「完了検査申請」とあるのは「工事完了通知」と、「中間検査申請」とあるのは「特定工程工事終了通知」と、「構造計算適合性判定申請」とあるのは「構造計算適合性判定を求める通知」と、「確認を」とあるのは「確認済証の交付を」と、「確認」とあるのは「確認済証の交付」と、「確認」とあるのは「確認済証の交付」と、前項中「申請書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

(工作物の許可申請)

第二十条 省令第十条の四第四項の規定により知事が定める図書又は書面は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、政令第三百三十八条第四項第五号の工作物で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び田園住居地域以外の地域に築造するものにあつては、付近周囲現況図を添えることを要しない。

(略)

2 第十九条第四項の規定は、省令第十条の四第四項の規定による申請者について準用する。この場合において、第十九条第四項中「省令第十条の四第一項」とあるのは「省令第十条の四第四項」と、「第一項に」とあるのは「前項に」と読み替えるものとする。

(壁面線の位置の限度を超える建築物等の認定申請)

第二十条の二 (略)

認定の種類 (略)	添付する図書又は書面 (略)
--------------	-------------------

2-5 (略)

6 (略)

一 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物

二 第七条の規定により、知事又は建築主事に前各項に規定する工事の監理状況について報告のあつた建築物

(工事監理状況の報告)

第七条 工事監理者は、知事又は建築主事から建築物に関する工事監理の状況に関して報告を求められたときは、別記様式第三号による工事監理状況報告書を提出しなければならない。

(手数料の減免)

第八条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、国、都道府県又は建築主事等を置く市町村が建築主である建築物等の手数料について準用する。この場合において、第一項中「確認申請」とあるのは「計画通知」と、「完了検査申請」とあるのは「工事完了通知」と、「中間検査申請」とあるのは「特定工程工事終了通知」と、「構造計算適合性判定申請」とあるのは「構造計算適合性判定を求める通知」と、「確認を」とあるのは「確認済証の交付を」と、「確認」とあるのは「確認済証の交付」と、「確認」とあるのは「確認済証の交付」と、前項中「申請書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

(工作物の許可申請)

第二十条 省令第十条の四第四項の規定により知事が定める図書又は書面は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、政令第三百三十八条第三項第五号の工作物で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び田園住居地域以外の地域に築造するものにあつては、付近周囲現況図を添えることを要しない。

(略)

2 第十九条第三項の規定は、省令第十条の四第四項の規定による申請者について準用する。この場合において、第十九条第三項中「省令第十条の四第一項」とあるのは「省令第十条の四第四項」と、「第一項に」とあるのは「前項に」と読み替えるものとする。

(壁面線の位置の限度を超える建築物等の認定申請)

第二十条の二 (略)

認定の種類 (略)	添付する図書又は書面 (略)
--------------	-------------------

政令第二百二十七条の十一第六項、政令第二百二十七条の十二第七項又は政令第二百二十七条の十六第二号の規定による認定

(略)

- 2 (略)
- 3 第十九条第四項の規定は、省令第十条の四の二第二項の規定による申請者について準用する。この場合において、第十九条第四項中「省令第十条の四第一項」とあるのは、「省令第十条の四の二第二項」と読み替えるものとする。
- 4・5 (略)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等)

第二十条の三 (略)

2・3 (略)

- 4 第十九条第四項の規定は、省令第十条の十六第一項の規定による申請者について準用する。この場合において、第十九条第四項中「省令第十条の四第一項」とあるのは「省令第十条の十六第一項」と、「第一項に」とあるのは「同項第一号から第三号まで及び第一項に」と読み替えるものとする。
- 5 (略)
- 6 第十九条第四項の規定は、省令第十条の十六第二項の規定による申請者について準用する。この場合において、第十九条第四項中「省令第十条の四第一項」とあるのは「省令第十条の十六第二項」と、「第一項に」とあるのは「同項第一号及び第二号並びに第五項に」と読み替えるものとする。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の取消しの申請等)

第二十条の四 (略)

2 (略)

- 3 第十九条第四項の規定は、省令第十条の二十一第一項の規定による申請者について準用する。この場合において、第十九条第四項中「省令第十条の四第一項」とあるのは「省令第十条の二十一第一項」と、「第一項に」とあるのは「同項第一号及び第二号並びに第一項に」と読み替えるものとする。

(防火壁又は防火床の設置を要しない建築物の認定申請)

第二十条の六 (略)

2 (略)

- 3 第十九条第四項の規定は、第一項の規定による申請者について準用する。この場合において、第十九条第四項中「省令第十条の四第一項」とあるのは「第一項」と、「第一項に」とあるのは「同項に」と読み替えるものとする。

政令第二百二十七条の十六第二号の規定による認定

(略)

- 2 (略)
- 3 第十九条第三項の規定は、省令第十条の四の二第二項の規定による申請者について準用する。この場合において、第十九条第三項中「省令第十条の四第一項」とあるのは、「省令第十条の四の二第二項」と読み替えるものとする。
- 4・5 (略)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等)

第二十条の三 (略)

2・3 (略)

- 4 第十九条第三項の規定は、省令第十条の十六第一項の規定による申請者について準用する。この場合において、第十九条第三項中「省令第十条の四第一項」とあるのは「省令第十条の十六第一項」と、「第一項に」とあるのは「同項第一号から第三号まで及び第一項に」と読み替えるものとする。
- 5 (略)
- 6 第十九条第三項の規定は、省令第十条の十六第二項の規定による申請者について準用する。この場合において、第十九条第三項中「省令第十条の四第一項」とあるのは「省令第十条の十六第二項」と、「第一項に」とあるのは「同項第一号及び第二号並びに第五項に」と読み替えるものとする。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の取消しの申請等)

第二十条の四 (略)

2 (略)

- 3 第十九条第三項の規定は、省令第十条の二十一第一項の規定による申請者について準用する。この場合において、第十九条第三項中「省令第十条の四第一項」とあるのは「省令第十条の二十一第一項」と、「第一項に」とあるのは「同項第一号及び第二号並びに第一項に」と読み替えるものとする。

(防火壁又は防火床の設置を要しない建築物の認定申請)

第二十条の六 (略)

2 (略)

- 3 第十九条第三項の規定は、第一項の規定による申請者について準用する。この場合において、第十九条第三項中「省令第十条の四第一項」とあるのは「第一項」と、「第一項に」とあるのは「同項に」と読み替えるものとする。

（建築協定の変更認可申請）
第二十六条（略）

2 第十九条第四項及び第二十条の六第四項の規定は、前項の規定による申請者について準用する。この場合において、第十九条第四項中「省令第十条の四第一項」とあるのは「前項」と、「第一項に」とあるのは「同項に」と、第二十条の六第四項中「第一項」とあるのは「前項」と、「認定」とあるのは「認可」と読み替えるものとする。

（取下届）

第三十一条 法、政令、省令、法施行条例又はこの規則により申請書を提出した者は、当該申請を取り下げようとするときは、別記様式第十九号による取下届を、知事又は建築主事等に提出しなければならない。

（建築主等の氏名又は住所の変更届）

第三十二条 知事又は建築主事等の許可、認定、確認（法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を含む。）又は中間検査（以下「許可等」という。）を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があつたとき又は建築主等の地位の承継があつたときは、別記様式第二十号による名義等変更届二通に、それぞれ当該許可等の通知書、確認済証又は中間検査合格証（以下「許可等通知書類」という。）を添えて、知事又は建築主事等に提出しなければならない。

2 知事又は建築主事等は、前項の規定による届出を受理したときは、添付された許可等通知書類を建築主等に返還するものとする。

3 法第六条の二第一項の規定による指定を受けた者の確認又は法第七条の二第一項の規定による指定を受けた者の中間検査（第三十四条第二項において「指定確認検査機関による確認又は中間検査」という。）を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があつたとき又は建築主等の地位の承継があつたときは、別記様式第二十号の二による名義等変更届二通を知事に提出しなければならない。

（設計の変更届）

第三十三条 建築主等は、知事又は建築主事等の許可等（中間検査を除く。以下この項において同じ。）を受けた建築物等の計画の変更をして、当該建築物等の建築等しようとするときは、別記様式第二十一号による設計変更届二通に、それぞれ当該計画の変更内容を示す図書及び許可等通知書類を添えて、知事又は建築主事等に提出しなければならない。

（建築協定の変更認可申請）
第二十六条（略）

2 第十九条第三項及び第二十条の六第四項の規定は、前項の規定による申請者について準用する。この場合において、第十九条第三項中「省令第十条の四第一項」とあるのは「前項」と、「第一項に」とあるのは「同項に」と、第二十条の六第四項中「第一項」とあるのは「前項」と、「認定」とあるのは「認可」と読み替えるものとする。

（取下届）

第三十一条 法、政令、省令、法施行条例又はこの規則により申請書を提出した者は、当該申請を取り下げようとするときは、別記様式第十九号による取下届を、知事又は建築主事等に提出しなければならない。

（建築主等の氏名又は住所の変更届）

第三十二条 知事又は建築主事等の許可、認定、確認（法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を含む。）又は中間検査（以下「許可等」という。）を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があつたとき又は建築主等の地位の承継があつたときは、別記様式第二十号による名義等変更届二通に、それぞれ当該許可等の通知書、確認済証又は中間検査合格証（以下「許可等通知書類」という。）を添えて、知事又は建築主事等に提出しなければならない。

2 知事又は建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、添付された許可等通知書類を建築主等に返還するものとする。

3 法第六条の二第一項の規定による指定を受けた者の確認又は法第七条の二第一項の規定による指定を受けた者の中間検査（第三十四条第二項において「指定確認検査機関による確認又は中間検査」という。）を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があつたとき又は建築主等の地位の承継があつたときは、別記様式第二十号の二による名義等変更届二通を知事に提出しなければならない。

（設計の変更届）

第三十三条 建築主等は、知事又は建築主事等の許可等（中間検査を除く。以下この項において同じ。）を受けた建築物等の計画の変更をして、当該建築物等の建築等しようとするときは、別記様式第二十一号による設計変更届二通に、それぞれ当該計画の変更内容を示す図書及び許可等通知書類を添えて、知事又は建築主事等に提出しなければならない。ただ

<p>ただし、建築物等の計画の変更について、法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）後段の規定による建築主事等の確認又は法第六条の二第一項の規定による指定を受けた者の確認を受けた場合は、当該確認に係る設計変更届を建築主事等に提出することを要しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 建築主等は、第一項の規定による計画の変更内容が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、新たに許可等の申請書を知事又は建築主事等に提出しなければならぬ。ただし、新たに法第六条の二第一項の規定による指定を受けた者の確認を受けた場合は、当該確認に係る申請書を建築主事等に提出することを要しない。</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 その他知事又は建築主事等が必要と認めるとき。</p> <p>(工事の取りやめ届)</p> <p>第三十四条 知事又は建築主事等の許可等を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事を取りやめたときは、別記様式第二十二号による工事取りやめ届に許可等通知書類を添えて、知事又は建築主事等に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請書等の經由)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>一 法第四条第一項、第二項若しくは第七項又は法第九十七条の二第一項若しくは第二項の規定により市町に置かれた建築主事又は建築副主事を経由するとき。</p> <p>二 (略)</p>	<p>し、建築物等の計画の変更について、法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）後段の規定による建築主事等の確認又は法第六条の二第一項の規定による指定を受けた者の確認を受けた場合は、当該確認に係る設計変更届を建築主事等に提出することを要しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 建築主等は、第一項の規定による計画の変更内容が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、新たに許可等の申請書を知事又は建築主事等に提出しなければならぬ。ただし、新たに法第六条の二第一項の規定による指定を受けた者の確認を受けた場合は、当該確認に係る申請書を建築主事等に提出することを要しない。</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 その他知事又は建築主事が必要と認めるとき。</p> <p>(工事の取りやめ届)</p> <p>第三十四条 知事又は建築主事等の許可等を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事を取りやめたときは、別記様式第二十二号による工事取りやめ届に許可等通知書類を添えて、知事又は建築主事等に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(申請書等の經由)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>一 法第四条第一項若しくは第二項又は法第九十七条の二第一項の規定により市町に置かれた建築主事を経由するとき。</p> <p>二 (略)</p>
--	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第2号の3 (第6条の3関係)

土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
 広島県知事 (建築副主事) 様
 指定確認検査機関

住所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番

次のとおり、建築基準法施行令第80条の3に係る対策状況を報告します。
 なお、この設計内容のとおり、工事監理者として適正に工事監理を行っています。

(略)	(略)
3 土砂災害特別警戒区域に建築物が含まれるか	<input type="checkbox"/> 含まれる <input type="checkbox"/> 含まれない (2の土砂災害特別警戒区域線の復元は適切に行った。) (→以後4~6は記入不要)
(略)	(略)
本申請建築物は、建築主と協議の上、上記により設計し、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合するものとなっています。	
設計者 氏 名 () 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号	

注 (略)

改正前

様式第2号の3 (第6条の3関係)

土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
 様
 指定確認検査機関

住所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番

次のとおり、建築基準法施行令第80条の3に係る対策状況を報告します。
 なお、この設計内容のとおり、工事監理者として適正に工事監理を行っています。

(略)	(略)
3 土砂災害特別警戒区域に建築物が含まれるか	<input type="checkbox"/> 含まれる <input type="checkbox"/> 含まれない (2の土砂災害特別警戒区域線の復元は適切に行った。) (→以後4~6は記入不要)
(略)	(略)
本申請建築物は、建築主と協議の上、上記により設計し、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合するものとなっています。	
設計者 氏 名 () 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号	

注 (略)

様式第2号の4 (第6条の3関係)

(第1面)

省エネ基準工事監理状況報告書 (標準入力法)

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
 広島県知事 (建築副主事) 様
 指定確認検査機関

住所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番

(略)

項目	報告内容			
	報告事項	照合を行った設計図書	(略)	(略)
(略)				

(第2面)

項目	報告内容			
	報告事項	照合を行った設計図書	(略)	(略)
(略)				

注 1・2 (略)

3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載すること。

4 (略)

5 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載すること。

6・7 (略)

様式第2号の4 (第6条の3関係)

(第1面)

省エネ基準工事監理状況報告書 (標準入力法)

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
 様
 指定確認検査機関

住所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番

(略)

項目	報告内容			
	報告事項	照合を行った設計図書	(略)	(略)
(略)				

(第2面)

項目	報告内容			
	報告事項	照合を行った設計図書	(略)	(略)
(略)				

注 1・2 (略)

3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載すること。

4 (略)

5 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載すること。

6・7 (略)

様式第2号の5 (第6条の3関係)

省エネ基準工事監理状況報告書 (モデル建物法)

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
 広島県知事 (建築副主事) 様
 指定確認検査機関

住所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番
 (略)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照 合 を 行 っ た 設 計 図 書	(略)	(略)
(略)				

注 1・2 (略)

3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載すること。

4 (略)

5 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載すること。

6・7 (略)

様式第2号の5 (第6条の3関係)

省エネ基準工事監理状況報告書 (モデル建物法)

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
 様
 指定確認検査機関

住所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番
 (略)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照 合 を 行 っ た 設 計 図 書	(略)	(略)
(略)				

注 1・2 (略)

3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載すること。

4 (略)

5 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載すること。

6・7 (略)

様式第2号の6 (第6条の3関係)

(第1面)

地業工事監理状況報告書

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
 広島県知事 (建築副主事) 様
 指定確認検査機関

住所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番

(略)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照 合 を 行 っ た 設 計 図 書	(略)	(略)
(略)				

(第2面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照 合 を 行 っ た 設 計 図 書	(略)	(略)
(略)				

様式第2号の6 (第6条の3関係)

(第1面)

地業工事監理状況報告書

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
 様
 指定確認検査機関

住所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番

(略)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照 合 を 行 っ た 設 計 図 書	(略)	(略)
(略)				

(第2面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照 合 を 行 っ た 設 計 図 書	(略)	(略)
(略)				

(第3面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行つた設計図書	(略)	(略)
(略)				

注 1—4 (略)

5 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載すること。

6 (略)

7 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載すること。

8 知事又は建築主事等から建築基準法第12条第5項の規定に基づき、指定工程時に工事監理状況報告書(別記様式第3号(第7条関係))の提出を求める場合がある。この場合、この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。

9・10 (略)

(第3面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行つた設計図書	(略)	(略)
(略)				

注 1—4 (略)

5 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載すること。

6 (略)

7 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載すること。

8 知事又は建築主事等から建築基準法第12条第5項の規定に基づき、指定工程時に工事監理状況報告書(別記様式第3号(第7条関係))の提出を求める場合がある。この場合、この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。

9・10 (略)

様式第2号の7 (第6条の3関係)

(第1面)

コンクリート工事監理状況報告書

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
 広島県知事 (建築副主事) 様
 指定確認検査機関

住所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番

(略)

項目	報告内容			
	報告事項	照合を行つた設計図書	(略)	(略)
(略)				

様式第2号の7 (第6条の3関係)

(第1面)

コンクリート工事監理状況報告書

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
 様
 指定確認検査機関

住所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番

(略)

項目	報告内容			
	報告事項	照合を行つた設計図書	(略)	(略)
(略)				

(第2面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	(略)	(略)
2 施工	②コンクリートの打込み (4)打込み後、コンクリートの打上り状態 ・型枠支柱存置期間 ・部材断面の寸法、平たんさ ・部材位置、開口部位置、目地位置 ・欠陥（ひび割れ・たわみ・ <u>じやんか</u> ・空 洞・コールドジョイント）	(略)	(略)	(略)
(略)				

注 1—4 (略)

5 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載すること。

6 (略)

7 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行っただ報告の内容を記載すること。

8 知事又は建築主事等から建築基準法第12条第5項の規定に基づき、指定工程時に工事監理状況報告書（別記様式第3号（第7条関係））の提出を求める場合がある。この場合、この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。

9・10 (略)

(第2面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	(略)	(略)
2 施工	②コンクリートの打込み (4)打込み後、コンクリートの打上り状態 ・型枠支柱存置期間 ・部材断面の寸法、平たんさ ・部材位置、開口部位置、目地位置 ・欠陥（ひび割れ・たわみ・ <u>じやんか</u> ・空 洞・コールドジョイント）	(略)	(略)	(略)
(略)				

注 1—4 (略)

5 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行っただ図書を記載すること。

6 (略)

7 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行っただ報告の内容を記載すること。

8 知事又は建築主事から建築基準法第12条第5項の規定に基づき、指定工程時に工事監理状況報告書（別記様式第3号（第7条関係））の提出を求める場合がある。この場合、この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。

9・10 (略)

様式第2号の8 (第6条の3関係)

(第1面)

鉄筋工事監理状況報告書

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
 広島県知事 (建築副主事) 様
 指定確認検査機関

住 所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番

(略)

報 告 内 容				
項目	報 告 事 項	照合を行っ	(略)	(略)
		た設計図書		
(略)				

様式第2号の8 (第6条の3関係)

(第1面)

鉄筋工事監理状況報告書

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
 様
 指定確認検査機関

住 所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番

(略)

報 告 内 容				
項目	報 告 事 項	照合を行っ	(略)	(略)
		た設計図書		
(略)				

(第2面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	(略)	(略)
3 試験	①ガス溶接 (1)共通 ・外観（ふくらみの形状・寸法・圧接面の ずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の 偏心量・たれ・焼き割れ） ・内部欠陥（不溶着部） ・試験片抜き取り後の処置	(略)	(略)	(略)
	(2)不合格となった圧接部の修正 ・外観試験の不合格部の修正 ・抜き取り試験による不合格部の修正	(略)	(略)	(略)

注 1—4 (略)

5 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載すること。

6 (略)

7 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載すること。

8 知事又は建築主事等から建築基準法第12条第5項の規定に基づき、指定工程時に工事監理状況報告書（別記様式第3号（第7条関係））の提出を求める場合がある。この場合、この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。

9・10 (略)

(第2面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	(略)	(略)
3 試験	①ガス溶接 (1)共通 ・外観（ふくらみの形状・寸法・圧接面の ずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の 偏心量・たれ・焼き割れ） ・内部欠陥（不溶着部） ・試験片抜き取り後の処置	(略)	(略)	(略)
	(2)不合格となった圧接部の修正 ・外観試験の不合格部の修正 ・抜き取り試験による不合格部の修正	(略)	(略)	(略)

注 1—4 (略)

5 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載すること。

6 (略)

7 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載すること。

8 知事又は建築主事から建築基準法第12条第5項の規定に基づき、指定工程時に工事監理状況報告書（別記様式第3号（第7条関係））の提出を求める場合がある。この場合、この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。

9・10 (略)

様式第2号の9 (第6条の3関係)

(第1面)

鉄骨工事監理状況報告書

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
 広島県知事 (建築副主事) 様
 指定確認検査機関

住所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番

(略)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行つた設計図書	(略)	(略)
(略)				
2 施工	①資格 ・溶接施工管理技術者、溶接技能者 ・溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の施工管理技術者、締付け技能者 ・専門検査会社の非破壊試験検査技術者、 建築鉄骨超音波検査技術者	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

様式第2号の9 (第6条の3関係)

(第1面)

鉄骨工事監理状況報告書

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
 様
 指定確認検査機関

住所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番

(略)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行つた設計図書	(略)	(略)
(略)				
2 施工	①資格 ・溶接施工管理技術者、溶接技能者 ・溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の施工管理技術者、締付け技能者 ・専門検査会社の非破壊試験検査技術者、 建築鉄骨超音波検査技術者	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

(第2面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行つた設計図書	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
2 施工	⑧溶融亜鉛めっき工法 (1)溶融亜鉛めっき ・めっき付着量、溶接部の割れ、仕上り状態、傷の補修状態	(略)	(略)	(略)
	(2)溶融亜鉛めっき高力ボルト ・摩擦面の処理 ・締付け (マーキングのずれ・ナット回転量・ボルト余長)			
(略)				

(第2面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行つた設計図書	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
2 施工	⑧溶融亜鉛めっき工法 (1)溶融亜鉛めっき ・めっき付着量、溶接部の割れ、仕上り状態、傷の補修状態	(略)	(略)	(略)
	(2)溶融亜鉛めっき高力ボルト ・摩擦面の処理 ・締付け (マーキングのずれ・ナット回転量・ボルト余長)			
(略)				

(第3面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行つた設計図書	(略)	(略)
(略)				

注 1—4 (略)

5 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載すること。

6 (略)

7 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載すること。

8 知事又は建築主事等から建築基準法第12条第5項の規定に基づき、指定工程時に工事監理状況報告書(別記様式第3号(第7条関係))の提出を求める場合がある。この場合、この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。

9・10 (略)

(第3面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行つた設計図書	(略)	(略)
(略)				

注 1—4 (略)

5 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載すること。

6 (略)

7 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載すること。

8 知事又は建築主事から建築基準法第12条第5項の規定に基づき、指定工程時に工事監理状況報告書(別記様式第3号(第7条関係))の提出を求める場合がある。この場合、この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。

9・10 (略)

様式第3号 (第7条関係)

工事監理状況報告書

年 月 日

広島県知事 (建築主事) 様
 広島県知事 (建築副主事)

住所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番
 (略)

様式第3号 (第7条関係)

工事監理状況報告書

年 月 日

広島県知事 様
 (建築主事)

住所
 工事監理者 氏 名
 () 建築士 () 登録第 号
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 電話 () 番
 (略)

様式第18号 (表面) (第30条関係)

不適合既存工作物届
 (略)

建築基準法第88条第2項において準用する同法第86条の7第1項の規定により、既存工作物に対する制限の緩和を受けることとなる工作物を届け出ます。

(略)

※ 年 月 日付で届出のあつた不適合既存工作物届については、年 月 日付けで受理しました。
 広島県知事 氏 名 印

注 (略)

(裏面) (略)

様式第18号 (表面) (第30条関係)

不適合既存工作物届
 (略)

建築基準法第88条第2項において準用する同法第86条の7第1項の規定により、既存工作物に対する制限の緩和を受けることとなる工作物を届け出ます。

(略)

※ 年 月 日付で届出のあつた不適合既存工作物届については、年 月 日付けで受理しました。
 広島県知事 氏 名 印

注 (略)

(裏面) (略)

様式第19号 (第31条関係)

取 下 届 年 月 日

広島県知事 (建 築 主 事) 様

広島県知事 (建 築 副 主 事)

住 所 届 出 者 氏 名

(略)

様式第19号 (第31条関係)

取 下 届 年 月 日

広島県知事 様

(建 築 主 事)

住 所 届 出 者 氏 名

(略)

様式第20号 (第32条関係)

名 義 等 変 更 届 年 月 日

広島県知事 (建 築 主 事) 様

広島県知事 (建 築 副 主 事)

住 所 届 出 者

(略)

※

年 月 日付で届出のあつた名義等変更届については、年

月 日付で受理しました。

広島県知事 (建 築 主 事) 氏 名 (印)

(建 築 副 主 事)

注 (略)

様式第20号 (第32条関係)

名 義 等 変 更 届 年 月 日

広島県知事 様

(建 築 主 事)

住 所 届 出 者

(略)

※

年 月 日付で届出のあつた名義等変更届については、年

月 日付で受理しました。

広島県知事 氏 名 (印)

(建 築 主 事)

注 (略)

様式第21号 (第33条関係)

設 計 変 更 届

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
様
広島県知事 (建築副主事)

住 所
届出者

(略)

(略)
※ 年 月 日付で届出のあつた設計変更届については、年 月 日付けで受理しました。
広島県知事 (建築主事) 氏 名 印 (建築副主事)

注 (略)

様式第21号 (第33条関係)

設 計 変 更 届

年 月 日

広島県知事
様
(建築主事)

住 所
届出者

(略)

(略)
※ 年 月 日付で届出のあつた設計変更届については、年 月 日付けで受理しました。
広島県知事 (建築主事) 氏 名 印

注 (略)

様式第22号 (第34条関係)

工 事 取 り や め 届

年 月 日

広島県知事 (建築主事)
様
広島県知事 (建築副主事)

住 所
届出者 氏 名

(略)

様式第22号 (第34条関係)

工 事 取 り や め 届

年 月 日

広島県知事
様
(建築主事)

住 所
届出者 氏 名

(略)

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第二条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成二十四年広島県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適合審査を行う者)</p> <p>第五条 手数料条例別表都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。)の項の規則で定める者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関とする。</p>	<p>(適合審査を行う者)</p> <p>第五条 手数料条例別表都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。)の項の規則で定める者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関とする。</p>

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第三条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成二十八年広島県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。)の施行並びに広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号。以下「手数料条例」という。)別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)の項に規定する規則で定める用途及び規則で定める図書に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(エネルギー消費量に關して工場又は倉庫に類する用途)</p> <p>第十四条 手数料条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)の項に規定するエネルギー消費</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。)の施行並びに広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号。以下「手数料条例」という。)別表建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)の項に規定する規則で定める用途及び規則で定める図書に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(エネルギー消費量に關して工場又は倉庫に類する用途)</p> <p>第十四条 手数料条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)の項に規定するエネルギー消費量</p>

量に関して工場又は倉庫に類するものとして
規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。
一一三 (略)

(誘導基準適合図書及び消費性能基準適合図
書)

第十五条 手数料条例別表建築物のエネルギー
消費性能の向上等に関する法律(平成二十七
年法律第五十三号。以下この項において「法
」という。)の項に規定する法第三十五条第
一項の基準に適合していることについての図
書は第十二条各号に掲げる図書と、法第二条
第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適
合していることについての図書は第十三条各
号に掲げる図書とする。

に関して工場又は倉庫に類するものとして規
則で定める用途は、次に掲げる用途とする。
一一三 (略)

(誘導基準適合図書及び消費性能基準適合図
書)

第十五条 手数料条例別表建築物のエネルギー
消費性能の向上に関する法律(平成二十七
年法律第五十三号。以下この項において「法
」という。)の項に規定する法第三十五条第
一項の基準に適合していることについての図書
は第十二条各号に掲げる図書と、法第二条第
三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合
していることについての図書は第十三条各号
に掲げる図書とする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。